

加入事業所	204 事業所	参加率 (事業所)	参加人数	81 人		
出席	79 事業所	38.7%	回答者	54 部	回収率	66.7%

集計結果

1 本日の居宅介護支援部会で取り上げた内容は参考になりましたか？

① 大変参考になった	35	64.8%
② 少し参考になった	15	27.8%
③ あまり参考にならなかった	3	5.6%
④ 参考にならなかった	0	0.0%
⑤ 未記入	1	1.9%
	54	

2

参考になった点

- ・ 法律的な所で分かりにくい所も詳しく話しをしてくれたので参考になりました。
- ・ 情報開示請求についてはとても参考になりました。
- ・ 5つの具体的事例がわかりやすかったです。
- ・ 同意を得ること、書類で取ること。
- ・ 事例について、とても具体的でわかりやすかったです。
- ・ 亡くなった方に関する事、虐待に関する事。
- ・ データ開示についての同意と請求書面について。
- ・ 今まで取り扱いがなかったように思うので確認してみます。生前の同意について。
- ・ 書面で対応する事が大切。
- ・ ありがとうございました。ガイドラインを印刷して確認します。そして事業所内にも伝達します。
- ・ 個人情報の同意書の重要性がわかりました。特質等が具体的でわかりやすかったです。
- ・ 「利用者の為」VS「過度な個人情報保護」に陥るべからずのバランスの重要性。
- ・ ガイドラインがあるという事を知った。
- ・ 法的に具体的にはっきり情報開示の例を挙げていただき、わかりやすかったです。
- ・ 介護サービスの分野における個人情報保護のポイント。事例の解説が参考になりました。ガイドラインを確認したいと思います。
- ・ ありがちな対応。
- ・ 改めて事務上の留意点を確認できたこと。
- ・ 開示請求は誰でも出来るわけではない事がわかった。
- ・ ガイドラインについての解説がわかりやすかったと思います。同意を取るポイントもわかりました。
- ・ 事例に予測できる事は書面で同意を得る事の重要性。
- ・ 事例が参考になった
- ・ 情報保護される”扱い態様”の6ポイント
- ・ 死亡者の情報は、相続人や家族の情報になる

- ・ 全ての場合にとって本人、家族に同意を取る事
- ・ 個人情報に生きている人のものである事
- ・ 情報保護される”扱い態様”の①～⑥
- ・ 個人情報に生きている人のものである事
- ・ 個人情報の保護の同意について
 - ・ 実際の現場での個人情報の扱い方、その視点と理由がわかったので、参考になった。今後は今日学んだ根拠を頭に入れ「なんとなく」反応して答えたくないよう気をつけたい。
 - ・ 個人情報保護に関して過度に反応しなくてよいと思えた。基本的に本人の権利擁護等を念頭において判断していけば良いと分かりました。
 - ・ 契約等に関する同意の重要性家族の同意個人情報の開示は、本人ができること、プライバシーと個人情報の違い
- ・ クレーマー情報の伝達部分には、気をつけたいと思います

本人を守るため自分を守るため必要なんだと感じました

「個人情報」日ごろ当然のこととして扱っています。「開示請求」されたことがないので「利用目的」を十分知る必要があること認識を強くした

身内だからと言って開示するとは限らない。本人がなくなってから、家族の個人情報となる。

利用目的外利用の同意の点、同意を取得できなかった利用者の個人情報の利点。開示は利用者本人のための制度。個人情報は家族であっても開示できない

利用目的の明確化と目的外利用時の同意。情報開示は契約者以外は請求できない。

利用者本人、家族からも書面で開示の同意を必ず取っておく。生きているときに手続きをとる必要がある。

CMの立証責任について改めて書類を確認をしていく必要性を感じた。

チェックして継続的に最新化を図り、利用者の最適化に努めることも責任が生じてることを改めて認識し顧みる機会となった。

事例が身近な問題と似ていた。

要チェックの内容はとても参考になりました。

情報の取扱いの重要性

改めて契約書等の重要性が理解できた。特に個人情報に関しては説明時にしっかり伝えるよう再確認できました。

根拠となる情報を知ることができた。

具体例や質問が出たことで実務的な知識が得られた。

参考になった点、また参考にならなかった理由

- ・難しく理解ができなかったところがあった。（質疑で出た質問の答えなど）
- ・具体性があまりなく参考にならなかった

事前にこういう契約をすべきという、いわゆるトラブル防止策についてはわかりますが、実際にこうなった時にどう解釈対応すれば切り抜けることができるかは具体的に教えてほしい。

3 その他（意見感想など）

- ・個人情報の取り扱いについて今後も学んでいきたい。
- ・難しい問題でしたが、ケアマネ自身を守るためにも知っておく必要があると思いました。
- ・事前契約の大事さは感じますが、本来の業務以外の？らい対応に悩みます。（生活保護の収入報告で本人が明らかに対応できない等）
- ・契約時の同意の必要性がわかりました。ありがとうございました。
- ・先生の話には根拠があり、おもしろかったです。
- ・事前の同意が得られなかった場合の具体的な対応方法を聞いたかった。考え方とかは分かったので、法律の専門家からの視点で具体的な解答をもらえるとより参考になった。
- ・色々なケースの対応をもう少し知りたい
- ・演者である弁護士さんが私はそう理解するとは、判例がないのか。何か今回の講義はファジーで参考にならなかった。要は国からか、判例を参考にしてくれということでしょうね。
- ・ありがとうございました。
- ・とてもいい研修でした。実際の業務に基づいた点が良かったです。

少し難しかった

個人情報保護はよく理解できたが、権利擁護に関して詳しく講義してほしい。

「言わない訳にはいかないよね」という事態になった時はまずは本人を説得するところから普段は始めるので「言っていないかどうか」と言う話になると、基本はやっぱり「ダメ」と言うことが多いなと思います。一人で判断せずに所内できちんと検討することも必要だと思います。

大変勉強になりました。

4 今後、部会で取り上げて欲しい内容

- ・実地指導の情報やケアマネ業務の適切に書類等を作成したいが、それに追われる日々があり、精神的につらいこともあります。それを解消するコツなどを教えて欲しいです。
- ・クレーマー、精神疾患者への対応。
- ・接遇（所作、作法、言葉遣い、姿勢等）、精神疾患の方との付き合い方法、医療保険サービス（往診、訪問看護等）との関わり
- ・弁護士さんにさらに問題事例を伺いたい。
- ・自己覚知、自己啓発

ICTを活用したMCSについて

知的や精神障がいの方、理解が難しい方、夫婦の支援介入の仕方